

中国による日本製ステンレスに対する アンチ・ダンピング課税措置事案 －WTOパネル最終報告書の概要－

令和4年6月

経済産業省

通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

同 北東アジア課

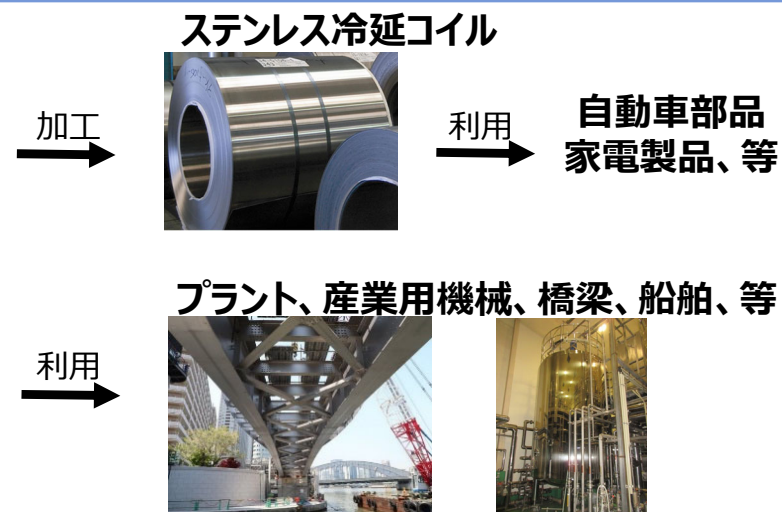
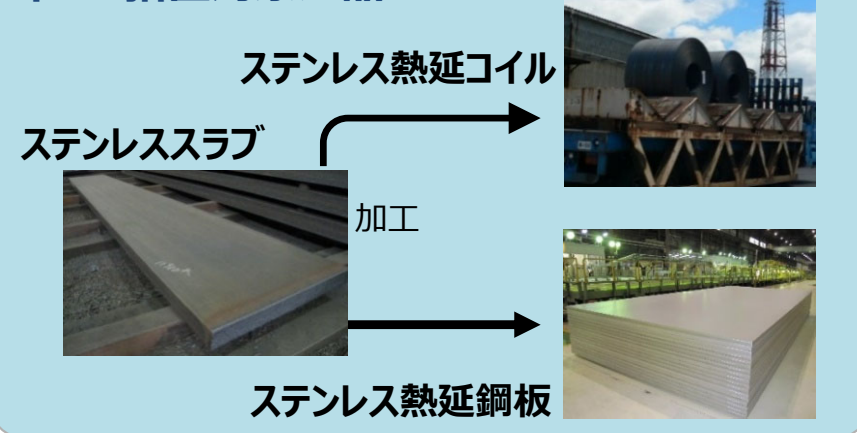
製造産業局 金属課

中国ステンレスAD (DS601) について

- 2019年7月 中国が、日本を含む4か国・地域のステンレス製品に対しAD税を賦課。(2.1)
 - 本AD課税による日本の業界の売上減：約56億円/年
 - 本AD課税による関税負担：約11億円/年（日本製品へのAD税率：18.1%～29.0%）
 - 中国の措置は、WTOの協定に違反する。日本から繰り返し是正を働きかけたが、課税は継続。
 - 2021年6月11日 日本は中国に対し、WTO協定に基づく二国間協議を要請。(1.1)
 - 2021年7月19日 日中間で協議を実施したが、解決には至らず。(1.2)
- ➡ 協議により満足できる解決に至らなかったため、2021年8月19日、WTO協定に基づき、紛争解決機関（DSB）に対し、小委員会（パネル）設置を要請。(1.3)

(参考) 対象製品 (2.1、脚注8)

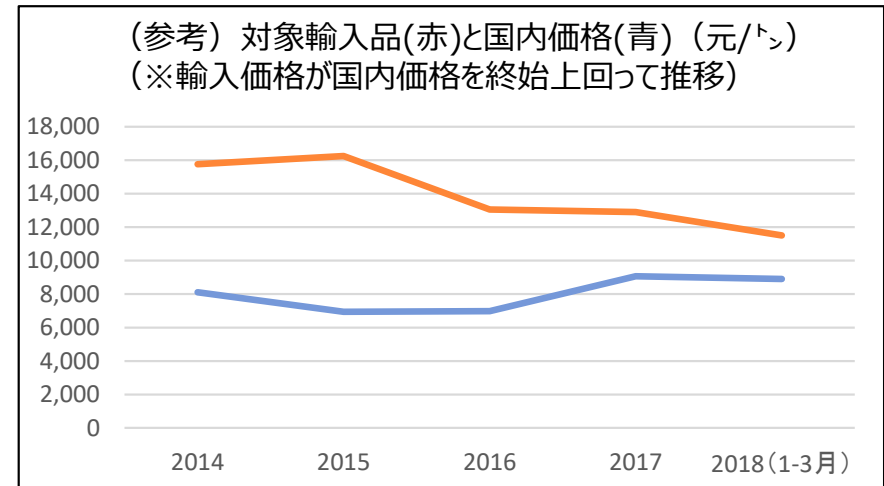
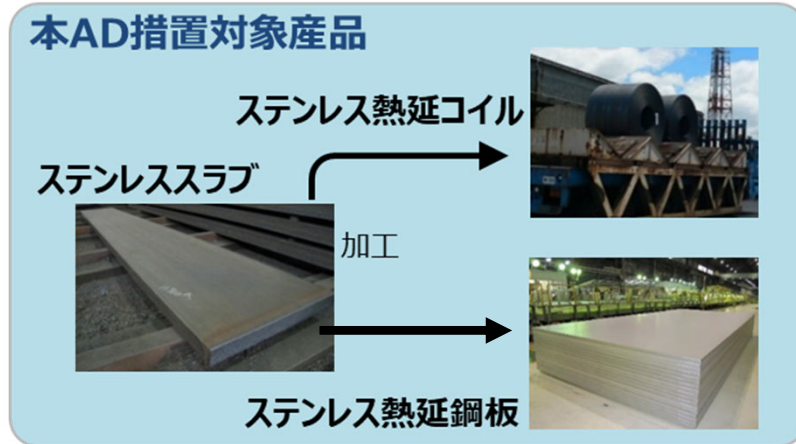
本AD措置対象製品



中国AD措置の問題点とパネル（小委員会）の判断

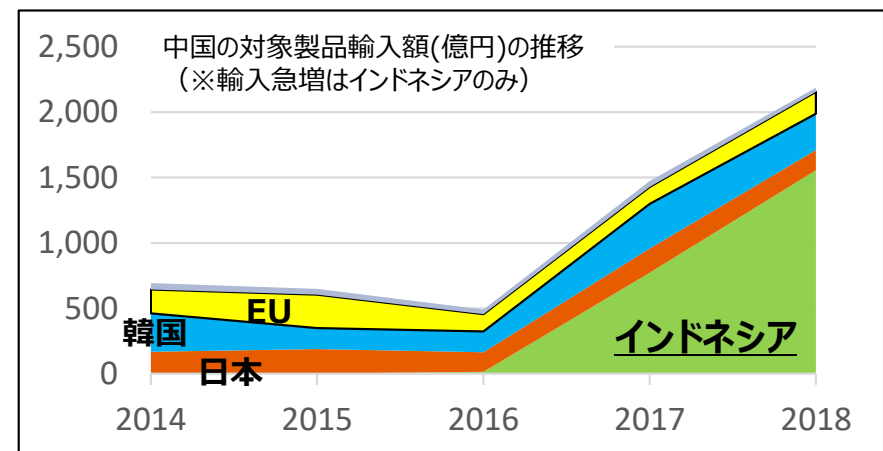
価格効果の不十分な認定（AD協定3.1/3.2条）⇒日本の主張を認容（7.101-178）

- 中国当局は、対象輸入品・国内産品に含まれる3製品（スラブ、熱延コイル、熱延鋼板）の形状・用途・顧客層・価格帯等の違いを無視。対象輸入品全部の平均価格を国内産品と比べても意味がない。
- よって、中国当局のいう、ダンピングによる「価格押し下げ圧力」の認定は説得力を欠く。



各国輸入の一括(累積)評価（AD協定3.1/3.3条）⇒日本の主張認めず（7.58-100）

- 日本の提唱する「対象産品が相互に競合代替し合う関係」の認定は、適切な累積評価のため有用ではあるが、それ以外で累積が不可能とまではいえない。
- 日本は、対象製品の種類、輸出量の動き、価格帯、顧客層等が対象4か国・地域間で異なる、と主張するが、共通点があり、中国当局の累積認定が不当であるとまではいえない。



中国AD措置の問題点とパネル（小委員会）の判断（続）

国内への影響の不当な認定（3.1/3.4条）⇒日本の主張を認容（7.179-229）

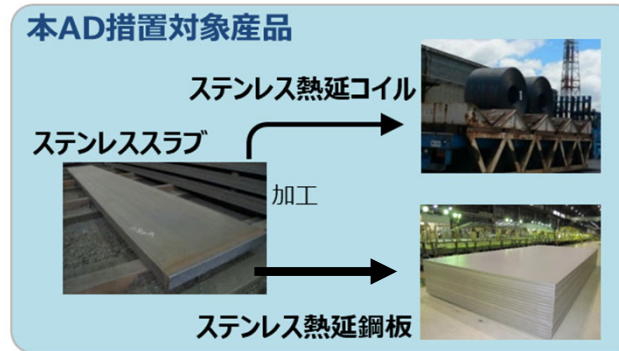
- 価格効果の認定に誤りがある以上、国内への影響の評価も客観的ではない。
- 市場シェアの小さい対象輸入が国内産業にどう損害を生じるか説明がない等、「ダンピング輸入」と国内産業の状態との相関について十分な説明がない。

因果関係の不当な認定（3.1/3.5条）⇒日本の主張を認容（7.230-262）

- 価格効果（3.2条）、影響評価（3.4条）に誤りがある以上、因果関係認定も客観的ではない。
- 「ダンピングによる損害」発生と同時期に原材料のニッケル価格が急上昇したが、その影響を十分考慮していない。

国内産業の定義が不合理（4.1条）⇒日本の主張を認容（7.1-57）

- 本件ADの対象3製品は、原材料・製品の関係（※スラブを加工してコイル又は鋼板を生産）。3製品の生産量を単純合計すると二重計上になってしまう。このため、中国当局は、スラブ外販量（他社に売却した分）+コイル生産量+鋼板生産量、で生産割合を計算。
- しかし、スラブを購入した国内企業がコイル/鋼板に加工すれば結局二重計上となるなど、歪みの大きい計算法であり、適切な説明もない。



手続規定違反（AD協定6条/12条）⇒日本の主張の多くを認容（7.263-408）

- 中国は、価格効果やニッケル価格変動などの認定の基礎となる事実を適切に開示しなかった。
- 一部企業名を黒塗りしたこと自体はWTO協定違反とはいえない。
- 開示義務違反の主張の一部は、本件紛争解決上必須でないとして、判断されなかった。

本件に関するお問い合わせ先

《本件WTOパネル設置要請及びWTO紛争処理について》

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室
(室長:寺西 担当者:西村、平澤、立和田)

電話:03-3501-1511(内線3056) FAX:03-3501-5983
03-3580-6596(直通)

《ステンレス産業について》

経済産業省 製造産業局 金属課
(課長:松野 担当者:高橋、浅野)

電話:03-3501-1511(内線3661) FAX:03-3501-0195
03-3501-1926(直通)

《日中経済関係について》

経済産業省 通商政策局 北東アジア課
(課長:大川 担当者:柏原、安部、大橋)

電話:03-3501-1511(内線3016) FAX:03-3501-6024
03-3501-0531(直通)